

ロジメーター利用規約

第1条（規約の適用）

1. 本サービス規約（以下「本規約」といいます。）はお客様（以下「甲」といいます。）が、株式会社 KURANDO（以下「乙」といいます。）が提供するクラウド型オペレーション記録システム「ロジメーター」（以下「本件サービス」といいます。）を利用するために、同意いただくものとなります。
2. 本規約は、お客さまが行う一切の行為に適用されるものとし、お客さまは本規約に同意の上、本件サービスを利用するものとしします。

第2条（規約の範囲及び変更）

1. 乙は、甲に対し、本規約に定める条件に基づいて、本件サービスを提供し、これに対し、甲は、対価を支払うものとしします。
2. 本件サービスの詳細は、別途ロジメーター操作マニュアル及び Service Level Agreement（以下「S L A」といいます。）において定めるものとしします。

第3条（定義）

本規約における用語の意味は次の各号に定めるとおりとしします。

- （1）本件サービスの利用とは、甲が、クライアント PC またはモバイル端末により、クライアントソフトを使用して、本件サービスの提供する機能を利用することをいうものとしします。
- （2）サーバとは、乙が本件サービスを提供するために使用するサーバソフトがインストールされている電子計算機であって、乙が管理するものをいうものとしします。
- （3）サーバソフトとは、乙が本件サービスを提供するためにサーバにインストールし、実行し、甲にアクセス回線を通じて接続させ利用させる、乙が権利を有するコンピュータプログラムをいうものとしします。
- （4）サーバデータとは、甲がサーバに記録したデータ及び当該データのサーバソフトによる処理結果をいうものとしします。
- （5）サーバネットワークとは、乙が本件サービスの用に供するサーバその他のハード、サーバソフト、サーバデータ等を保管する施設内に設置されている電気通信回線をいうものとしします。
- （6）クライアントとは、本件サービス仕様書所定の条件を満たす甲が管理する電子計算機であって、甲が本件サービスを利用するために使用するものをいうものとしします。
- （7）クライアントソフトとは、本件サービス仕様書所定の条件を満たすコンピュータプログラムであって、甲が本件サービスを利用するためにクライアントにインストールし、実行し、使用する乙又は第三者が権利を有するものをいうものとしします。
- （8）アクセス回線とは、クライアント及びサーバネットワークを接続するために、甲が電気通信事業者から提供を受けて使用する電気通信回線をいうものとしします。

第4条（本件サービスの利用条件）

1. 甲は、自らの業務のために、本件サービスを利用することができるものとしします。本件サービスの利用可能時間その他の利用条件等の詳細については、本件サービス仕様書において定めるものとしします。
2. 甲が本件サービスを適切に利用していることを確認するため、乙は必要な調査を行うことができるものとし、甲は合理的かつ可能な範囲でこれに応ずるものとしします。
3. 本規約に定めのないサービスの提供を希望する場合、甲は乙と協議の上、別途契約を締結するものとしします。

第5条（初期設定サービス）

1. 本件サービスの利用に先立ち、甲は、乙に対し、サーバその他の環境設定サービス（以下「初期設定サービス」といいます。）を委託できるものとしします。初期設定サービスに関する詳細は、本件サービス仕様書において定めるものとしします。
2. 初期設定サービスには、「初期設定サービス条項」の定め及び本規約の定め（ただし、その性質上、初期設定サービスに適用が困難な条項を除く。）が適用されるものとしします。なお、当該初期設定サービス条項の定めと本規約の定めが抵触した場合、当該初期設定サービス条項の定めが優先して適用されるものとしします。

第6条（サポート・サービス）

1. 甲が本件サービスを利用するに際し、乙は、本件サービス仕様書に定めるサポート・サービスを提供するものとしします。
2. 本件サービス仕様書において有償で提供する旨定められているサポート・サービスについては、甲乙協議の上、甲が当該サポート・サービスを利用する旨を乙に申し込んだ場合のみ、乙は甲に対し当該サポート・サービスを提供するものとしします。

第7条（クライアント及びクライアントソフト）

甲は、自らの責任及び負担において、本件サービス仕様書所定の条件を満たすクライアント及びクライアントソフトを調達し、本件サービス仕様書記載の内容に従い、本件サービスを利用するために必要な設定を行うものとしします。

第8条（アクセス回線）

本件サービスの利用に際し、甲は、自らの責任及び負担において、本件サービス仕様書所定の条件を満たすアクセス回線を利用するもの

とします。甲が、乙に対し、アクセス回線の提供を委託する場合には、甲乙間で別途契約を締結するものとします。

第9条（禁止事項）

- （１）乙が書面により承諾した場合を除き、有償又は無償を問わず、本件サービスを甲の業務以外に利用すること
- （２）本件サービスを法令又は公序良俗に反する目的で利用すること
- （３）サーバソフト等の著作権その他の知的財産権を侵害すること
- （４）乙の本件サービスの運営に支障を及ぼす行為又はそのおそれがある行為をすること

第10条（IDなどの管理責任）

1. 甲は、乙から本件サービスを利用するために必要なID及びパスワード（以下「ID等」といいます。）の発行を受けた場合、甲は、本件サービスを利用するためにのみ当該ID等を使用するものとし、当該ID等が第三者（本件サービスを利用する権限のない甲の従業員（派遣社員その他当社の組織内で指揮監督を受けるものを含む。以下「従業員」といいます。）を含む。以下、本条において同じ。）に開示又は漏洩することがないよう善良な管理者の注意をもって管理するものとします。
2. 甲の責めに帰すべき事由により、ID等が第三者に開示または漏洩し、当該第三者がID等を用いて、本件サービスを利用した場合、甲による利用とみなすものとします。
3. 前項の第三者による利用に関し、甲に損害が生じた場合であっても、乙は、一切の賠償責任を負わないものとします。

第11条（情報の取扱い）

1. 乙は、乙の裁量に基づき、甲が本件サービス上に登録したサーバデータ（以下「甲のサーバデータ」といいます。）の内容を確認し、本規約に違反し又は違反する疑いがあると判断した場合には、甲への事前の通知及び承諾なしに、甲のサーバデータの全部又は一部を非表示に設定し、又は削除を行うことができるものとします。乙が行う甲のサーバデータの確認は、乙が必要と判断したときに行うものとします。
2. 甲は、甲のサーバデータに知的財産権が含まれる場合、当該知的財産権（意匠権、著作権、商標権等を含みますがこれに限りません。）を自らが保有していること、自らが権利者より正当に使用を許諾されていること、又は適法に当該知的財産権を使用していることを保証するものとします。万一、第三者より甲のサーバデータに対して異議が申し立てられた場合、当該異議に対しては甲が自己の費用と責任をもって対処することとし、乙は一切の責任を負いません。当該異議に関連して乙に損害が生じた場合、甲は乙に対しその損害を賠償するものとします。
3. 乙は、甲のサーバデータを、本件サービスの改善、新規サービスの開発、庫内業務改善を目的とするコンサルティングサービス及びマーケティングのために利用することができ、かつ本件サービスに関する共同開発者および提携先（以下「共同開発者等」といいます。）にも当該目的で利用させることができるものとします。ただし、共同開発者等には乙が必要かつ適切と判断する守秘義務および安全管理措置を講じる義務を課すものとします。
4. 前項の定めにかかわらず、甲のサーバデータに含まれる個人情報（「個人情報の保護に関する法律」（以下「個人情報保護法」といいます。）第2条第1項による個人情報の定義と同義とします。以下本規約において同じ。）の取扱いについては、乙は第12条の定めに従うものとし、かつ共同開発者等には個人情報の提供は行わないものとします。
5. 甲のサーバデータ（ただし、個人情報は含まないものとします。）を乙が加工、分析、編集、統合等することによって新たに生じたデータに関しては、乙は、一切の利用権限及び処分権限（甲以外の本件サービスの利用者を含む第三者への提供を含むが、これに限られません。）を有するものとします。

第12条（個人情報の取扱い）

1. 乙は、個人情報保護法を遵守し、本規約に基づきロジメーターを通じて甲が乙に取扱いを委託した個人情報を善良な管理者の注意義務をもって取り扱うものとします。
2. 乙は、委託された個人情報を、ロジメーター提供機能の履行目的のみに利用し、それ以外の目的で利用しないものとします。
3. 乙は、甲がロジメーターに登録した個人情報の漏洩、滅失、毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じるものとします。万が一、ロジメーターに登録した個人情報の漏洩、滅失、毀損があった場合、乙が適切と判断する方法で甲へ告知を行います。
4. 乙は、甲がロジメーターの利用契約を終了させたときは、甲の要求があった場合、速やかにロジメーターに登録した個人情報（バックアップ等の複製物を含みます。）を全て消去又は廃棄するものとします。
5. 乙は、ロジメーター運営にかかる業務を第三者に再委託することができるものとします。なお、乙は当該第三者に本規約と同等の守秘義務を課すものとし、乙は再委託に必要な範囲で個人情報を当該第三者に提供できるものとします。
6. 甲は、乙による個人情報の管理状況を調査・確認するため、1年間に1回以下の頻度で、報告を求めることができます。

第13条（本件サービスの回復及び再開時の措置）

本件サービスの全部又は一部が停止し、乙が甲に対し、その再開のために必要な協力を求めた場合、甲は合理的に可能な範囲で速やかにこれに応ずるものとします。

第14条（サービス料金）

1. 甲は、本件サービスの提供を受ける対価として、乙に対し、別途定める「料金表」の定めに従い所定の利用料金（以下「本件サービス料金」といいます。）並びに消費税及び地方消費税（以下、本件サービス料金と総称して「本件サービス料金等」といいます。）を支払うものとします。なお、支払条件については、甲乙協議の上、乙の発行する請求書に記載するものとします。
2. 本件サービス料金等の支払は、乙の指定する銀行口座に振込むことにより行うものとし、振込み手数料は、甲の負担とします。
3. 別途定める「料金表」に「月額」と記載されているサービス料金に関しては、暦月ごとに発生するものとします。

第15条（サービス料金不払い時の措置）

1. 正当な理由を記載した文書による申し出をすることなく、乙の発行する請求書記載の支払期日までに、甲が本件サービス料金等を支払わなかった場合、乙は甲に対して、事前に通知した上で、本件サービスの全部又は一部を停止することができるものとします。
2. 甲が乙に対し、前項所定の支払期日までに本件サービス料金等を支払わなかった場合、甲は乙に対し、年利3%の割合で遅延損害金を支払うものとします。

第16条（サービス料金の変更）

1. 経済情勢、公租公課等の変動により本件サービス料金等が不相当となり変更の必要が生じたときは、別途定めた、最低利用期間内といえども甲乙双方協議のうえ、本件サービス料金を変更することができるものとします。
2. 本件サービス料金が暦月の途中で変更された場合、変更された本件サービス料金は、翌月の初日から適用されるものとします。
3. 甲は前二項の定めに従って変更された「料金表」に不服がある場合は、第25条の定めにかかわらず、乙に本件サービスの利用の解約を申し入れ、料金表が変更された日が属する月の翌月の契約を解約することができるものとします。

第17条（防御措置）

1. 乙は第三者によるサーバデータの毀棄又は改変、サーバへの不正な接続等を防御するため、サーバ等に本件サービス仕様書所定の防御措置を講ずるものとします。
2. 前項に基づく防御措置により防御できない方法を用いて第三者がサーバに接続等を行ったことによりサーバデータの全部又は一部が消失した場合は、乙は、本件サービス仕様書所定のサーバデータのバックアップ業務の範囲内において、当該サーバデータの復旧に努めるものとします。

第18条（保守などによる本件サービスの一時停止）

1. 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合、2週間前までに甲へ文書又は電子メールによって通知することにより、本件サービスの全部又は一部を一時的に停止することができるものとします。ただし、緊急かつやむを得ないと合理的な理由をもって乙が判断した場合は、事前に甲に通知することなく、本件サービスの全部又は一部を一時的に停止することができるものとします。
 - (1) 本件サービスの提供に必要な設備等に対し保守、工事、障害の対策等の実施が必要なとき
 - (2) 電気通信事業者が電気通信役務の提供を中止するとき
 - (3) その他乙が必要と認めたとき
2. 前項の定めに基づき、乙が本件サービスの全部又は一部を一時的に停止した場合において、当該一時停止の原因が解決又は終了したと乙が判断したときは、乙は、本件サービスの再開に必要な措置を直ちに講ずるものとします。

第19条（不可抗力による本件サービスの停止）

天災地変その他の不可抗力により本件サービスの全部又は一部が停止した場合、乙は本件サービスの停止後遅滞なく甲に文書又は電子メールにより通知するものとし、可能な限り本件サービスの復旧に努めるものとします。

第20条（利用不能）

前二条に定める場合によらず、乙の責めに帰すべき事由により本件サービスの全部又は一部が停止した場合、乙は甲に対し、直ちにその理由について通知するとともに、本件サービスの復旧に必要な措置を速やかに講ずるものとします。また、この停止により甲に損害が生じた場合には、甲は乙に対し、第24条の規定に基づき当該損害の賠償を請求することができるものとします。

第21条（本件サービスの廃止）

1. 乙が甲に対し、本件サービスの全部又は一部を廃止する日（以下「サービス廃止日」といいます。）の6ヵ月前までに本件サービスの全部又は一部を廃止する旨を文書又は電子メールにより通知した場合、乙は、第26条所定の最低利用期間内といえども、当該サービス廃止日をもって本件サービスの全部又は一部を廃止し、本件サービスの利用の全部又は一部を解約することができるものとします。
2. 前項に基づき、乙が本件サービスの全部又は一部を廃止した時点において、既に乙に対し支払われている本件サービス料金がある場合には、乙は甲に対し、当該廃止する本件サービスについて提供しない日数に対応するサービス料金を日割計算にて甲に返還するものとします。

第22条（サーバデータの保存、管理及び削除）

1. 乙は、本件サービスの利用の有効期間中、サーバデータを善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。
2. 本件サービスの利用終了後、乙は、本件サービスに係るすべてのサーバデータを削除することができるものとします。
3. 本件サービスの利用終了後において引き続き保存する必要があると甲が判断したサーバデータに関しては、甲は自らの責任で保存のために必要な一切の措置を講ずるものとし、乙は一切の責任を負わないものとします。
4. 乙は、本件サービスの利用の有効期間中であっても、甲に対し、事前に文書又は電子メールによる通知をした上で、サーバデータを削除することができるものとします。ただし、本条第2項に基づきサーバデータを削除する場合には、事前に文書又は電子メールによる通知を要さないものとします。
5. 甲は、本件サービスの利用の有効期間中、乙に申請することにより、サーバ上に保存されている甲のデータを電子ファイルにて受け取ることができるものとします。

第23条（乙の責任範囲）

1. 乙が本件サービス用に提供するハード、ソフト及び通信回線に関し、乙は、次の各号に定めるハード、ソフト及び通信回線が正常に稼働する責任のみを負担し、これ以外の責任は一切負担しないものとします。

- (1) サーバ
 - (2) サーバソフト
 - (3) サーバネットワーク
 - (4) 第17条第1項所定の防御措置を講ずるために用いたハード及びソフト
 - (5) 乙がインターネット等の外部のネットワークへ接続するために利用する回線
2. 乙は、サービス商品が当該サービス商品の本件サービス仕様書に記載されている機能を有することのみを保証し、これ以外の責任を負わないものとします。
3. サーバデータの全部又は一部が消失した場合において、その原因が次の各号のいずれかに該当するときは、乙はその一切の責任を負わないものとします。
- (1) 第三者が提供したサービスに起因して発生したとき
 - (2) 第三者の故意又は過失により発生したとき
 - (3) 電気通信事業者が電気通信役務の提供を中止したことにより発生したとき
 - (4) クライアント又はクライアントソフトに起因して発生したとき
 - (5) サーバで稼働する乙の責に帰すべき事由によらないソフトに起因して発生したとき
 - (6) 前条に基づきサーバデータを削除したとき
 - (7) 天災地変その他の不可抗力により発生したとき
 - (8) その他乙の責に帰すべき事由により発生したとき
4. 第17条第1項に定める防御措置により防御できない方法を用いて第三者がサーバに接続等を行ったことに起因して甲に損害が発生した場合、乙はその一切の責任を負わないものとします。
5. 第18条及び第19条に定める事由に起因して本件サービスの全部又は一部が停止した場合における乙の責任は、当該各条項に定める責任に限られるものとし、当該各条項に定める責任以外の一切の責任を負わないものとします。
6. 第21条の定めに基づき乙が本件サービスの全部又は一部を廃止した場合における乙の責任は、同条第2項に定める責任に限られるものとし、同条同項に定める責任以外の一切の責任を負わないものとします。
7. 乙は、前各項のほか、次の事項が満たされることに関し、何らの保証を行わないとともに、これらの事項が満たされなかったことにより甲に生じた損害に関し、賠償の責任を負わないものとします。
- (1) 本件サービスが甲の特定の目的・用途に適合すること
 - (2) アクセス回線を利用した通信が正常に行われること
 - (3) アクセス回線を通じて送受信されたデータが完全であること、正確であること、又は有効であること
 - (4) クライアント又はクライアントソフトが正常に稼働すること
 - (5) サーバがクライアントからの問い合わせ又は処理要求に対して、一定時間内に応答すること

第24条（損害賠償）

1. 本件サービスの利用の履行に関し、乙の責に帰すべき事由により甲に損害が生じた場合、当該事由の直接の結果として甲が現実に被った通常の損害に限り、甲は乙に対し、次項に定める額を上限として、当該損害の賠償を請求することができるものとします。
2. 前項に定める損害賠償の上限額は、債務不履行、法律上の契約不適合責任、不当利得、不法行為その他請求原因の如何にかかわらず、次の各号に定めるとおりとします。
 - (1) 当該損害の生じた原因が初期設定サービスにある場合、初期設定サービス料として、乙が甲から受領した金額相当額。
 - (2) 当該損害の生じた原因が本件サービスにある場合、当該損害の生じた時点における本件サービス平均月額料金1ヶ月分相当額とします。
3. 前各項の定めにかかわらず、通信回線の障害、甲における端末誤操作等その他乙の責に帰することができない事由から生じた損害、乙の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害及び逸失利益については、乙は、請求原因の如何にかかわらず、賠償責任を負わないものとします。

第25条（契約期間）

本件サービスの利用の有効期間は、本件サービスの利用開始日から本件サービスの提供が終了する日までとします。

第26条（最低利用期間）

本件サービスの利用開始日から1ヶ月間を最低利用期間とするものとします。ただし、値引き等を理由に別途最低利用期間を定めた場合、その最低利用期間が優先して適用されるものとします。

第27条（最低利用期間中の解約）

1. 甲が最低利用期間中に本件サービスの全部又は一部の解約を希望する場合、甲は、最低利用期間満了月の末日までに、所定の手続きにより解約を申し出ることができるものとします。ただし、甲から解約の申し出がない場合は、更に1ヶ月間同一の条件で更新されるものとし、その後の更新も同様とします。
2. 前項に基づく甲からの解約の申し出の結果、本件サービスを解約することとなった場合、甲は、別途定める「料金表」の定めに従い、本件サービスに係る最低利用期間の残存期間分の料金を一括して乙に支払わなければならないものとします。

第28条（過急約款）

1. 甲乙の内一方が次の各号に定める事項のいずれかに該当する場合、他方は相手方に対し、事前に通知をした上で、本件サービス提供及び利用に関わる契約関係を解除し、本件サービスを停止することができるものとします。
 - (1) 甲振り出しの手形又は小切手が不渡りになったとき
 - (2) 差押え、仮差押え、仮処分、競売、破産宣告、整理あるいは更生等の申立を受けたとき

- (3) 自ら破産宣告、更生等の申立てをしたとき、又は清算に入ったとき
 - (4) 支払を停止したとき
 - (5) 監督官庁から営業の許可取消処分又は停止処分を受けたとき
 - (6) 債務の履行猶予の申出を行い、あるいは債権者集会の招集準備、主要資産の処分の準備その他債務履行が困難と認められる事由が生じたとき
 - (7) 本件サービスの利用の申し込みにおいて虚偽の事項を通知したことが判明したとき
 - (8) 甲が本規約に違反し、乙から相当期間を定めて是正するよう催告を受けたにもかかわらず、当該期間後も是正されないとき
2. 甲が前項各号のいずれかに該当する場合、甲は乙に対する全債務（手形債務を含む。）について期限の利益を当然に喪失し、直ちにその債務を履行しなければならないものとします。乙が甲に対し、債権を有し一方で債務を負担している場合には、乙は当該債権と債務を対当額をもって相殺することができるものとします。

第29条（契約終了時の措置）

1. 甲及び乙は、本件サービスの利用の終了後遅滞なく、秘密情報を提供当事者に返還するか又は自らの責任で破棄するものとします。
2. 本件サービスの利用が終了した時点で未払いの本件サービス料金等その他の料金がある場合、甲は、直ちに当該料金等を支払うものとします。

第30条（権利義務譲渡の禁止）

甲は、本件サービスの利用に基づく権利の全部もしくは一部を第三者に譲渡し、担保に供しもしくはその他の処分をし、又は債務の全部もしくは一部を第三者に履行させてはならないものとします。

第31条（第三者への委託）

乙は、本件サービス提供の履行に必要な業務を第三者に委託することができるものとします。ただし、乙は、これにより、本件サービスの提供上の甲に対する義務を免れることはできないものとします。

第32条（輸出などの措置）

1. 甲は、日本国内において、本件サービスを利用するものとします。
2. 前項にかかわらず、甲は、本件サービスの全部若しくは一部を単独で又は他の製品と組み合わせ若しくは他の製品の一部として、直接又は間接に、次の各号に該当する取扱いをする場合には、乙の文書による事前の同意を得るものとします。
 - (1) 輸出するとき
 - (2) 海外に持ち出すとき
 - (3) 非居住者に提供し、又は使用させるとき
3. 甲は、乙の同意を得て前項の各号に該当する取扱いをする場合は、「外国為替及び外国貿易法」の規制並びに米国輸出管理規則など外国の輸出関連法規を確認の上、必要な手続きをとるものとします。
4. 甲が、乙の承諾を受けて、第三者に、本件サービスを利用させる場合、甲は、当該第三者に対し、前二項の定めを遵守させるものとします。

第33条（存続条項）

本件サービスの利用の終了後も、第24条及び第36条の定めは、有効に存続するものとします。

第34条（本規約の改定）

乙は、必要に応じて本規約を随時改定することができるものとします。乙が本規約を改定した場合は甲に速やかに改定内容について通知するものとし、甲は改定後の規約に従うものとします。

第35条（反社会的勢力の排除）

甲および乙はそれぞれ相手方に対し、役員もしくは従業員または本契約業務を履行する者が、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者等の反社会的勢力ではないことを確約し保証するものとします。

第36条（法令などの遵守）

甲及び乙は、本規約の履行に関し、法令等の定めを遵守するものとします。

第37条（管轄裁判所）

本規約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所のみを専属的管轄裁判所として処理するものとします。

第38条（協議）

本規約の履行について疑義を生じた場合及び本規約に定めのない事項については、甲乙双方で協議し、円満に解決を図るものとします。

以上

タブレットレンタル利用規約

第1条（規約の適用）

本サービス規約（以下「本規約」といいます。）は株式会社 KURANDO（以下「乙」といいます。）が提供する備品レンタルサービス（以下「本件サービス」といいます。）の利用条件を定めたものであり、本件サービスの利用にあたり、お客様（以下「甲」といいます。）は本規約に予め同意するものとします。

第2条（レンタル物件）

乙は、甲に対し、本件サービスによるレンタル品（以下「物件」といいます。）を賃貸し、甲はこれを賃借します。物件の所有権は全て乙または乙への提供者に帰属します。

第3条（対価及び支払方法）

甲は乙に対し、乙からの請求書記載の月額レンタル料金を支払期限までに乙の指定する銀行口座に振込む方法により支払います。なお、その際の振込手数料は甲の負担とします。但し、乙が事前に承諾した場合は、支払条件について別に定める条件にします。

第4条（レンタル期間および中途解約）

1. 本件サービスの利用のレンタル期間は、甲がレンタル品を受け取った日より起算され、甲が乙に対し返却を行うまで期間は暦月単位で自動更新されるものとします。
2. 甲は、特別な定めがない限り、レンタル期間中といえども事前に乙に通知の上レンタル物件を乙の指定する場所に返還して、レンタル契約を解約することができます。
3. 前項によりレンタル期間中に甲がレンタル契約を解約した場合のレンタル料金は、レンタル終了月までの利用額とします。

第5条（物件の引き渡し）

乙は、物件を甲の指定する日本国内の場所において引き渡すものとします。

第6条（担保責任）

甲が乙から物件の引き渡しを受けた後に物件の性能の欠陥につき、直ちに通知をなさなかった場合は、物件は正常な性能を備えた状態で甲に引き渡されたものとします。

第7条（担保責任の範囲）

1. レンタル期間中、甲の責によらない事由（天災は除く）に基づいて生じた性能の欠陥により、物件が正常に作動しない場合、乙は物件を修理し、または取り替えます。
2. 乙は、物件が正常に作動しないことに関し、前項に定める以外の責を負いません。

第8条（物件の使用保管）

1. 甲は物件を善良な管理者の注意を以って使用、保管し、この使用、保管に要する費用は甲の負担とします。
2. 甲は乙の書面による承諾を得ないで次の行為はできません。
 - （1）物件の譲渡、転貸、改造をすること
 - （2）物件に貼付された乙の所有権を明示する標識、調整済みの標識等を除去、汚損すること
 - （3）物件について質権、抵当権および譲渡担保権その他一切の権利を設定すること
3. 甲は、物件が他からの強制執行その他に法的あるいは事実的な侵害を被らないようにこれを保全するとともに、仮にそういう事態が発生した時は直ちにこれを乙に通知し、かつ速やかにその事態の解消をはかるものとします。
4. 前項の場合において、甲は、乙が物件保全のために必要な措置をとった場合、その一切の費用を負担します。
5. 物件の占有中、甲は、物件自体またはその設置・保管・使用によって第三者に与えた損害を賠償し、乙は何らの責任を負いません。

第9条（使用地域の範囲）

甲は、物件を日本国内においてのみ使用し、甲は、乙による事前の承諾のない限り、物件を日本国外へ移動することはできません。

第10条（物件の使用管理義務違反）

甲が自己の責による事由に基づき、物件を滅失・毀損または汚損した場合は、乙は甲に対して代替物件を新たに賃貸し、甲は乙に対して代替物件（新品）の購入代価相当金額、または物件の修理代を支払います。乙にその他の損害があるときは甲はこれを賠償します。ただし第11条に定める保険が適正に実行された場合にはこの限りではありません。

第11条（保険）

1. 物件には乙が動産総合保険（一部例外有り）を付保します。
2. 物件に保険事故が発生した場合は、甲は直ちに、その旨を乙に通知するとともに、乙の保険金受領手続きに必要な一切の書類を遅滞なく交付するものとします。

第12条（秘密の保持）

1. 乙および甲は、本件サービスの利用に関連して知り得た相手方のすべての情報（個人情報も含む）を秘密として厳重に管理するものとし、書面による相手方の事前の承諾を得ないで第三者に使用させる等の行為をしてはならないものとします。
2. 前項に基づく義務は、本件サービスの利用終了後も引き続きその効力を有するものとします。

第13条（契約違反等による解除）

甲乙の内一方が次の各号の一つに該当するに至った場合は、他方は相手方に事前に通知をすることで 本件サービスの利用を解除することができ、この場合甲乙の内一方に損害があるときは他方はこれを賠償します。

- （1）甲が月額レンタル料金の支払を1回でも遅滞したとき、その他本規約に違反したとき
- （2）甲の営業の休廃止、解散
- （3）甲が他の債務のため強制執行、保全処分、滞納処分を受け、または破産、民事再生、特別清算、会社更生等の申立があったとき
- （4）前三号の他信用状態の悪化、またはそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき
- （5）甲が支払を停止し、または手形・小切手を不渡りにしたとき
- （6）一方の営業が引き続き不振であり、または、営業の継続が困難であると他方が認めたとき

第14条（物件の返還）

1. 甲は、乙に対して本件サービスの利用のレンタル終了日に物件を乙の指定する場所に返還します。但し、本件サービスの利用の解約、解除がなされた場合は、甲は即日物件を前記により返還します。
2. 物件にデータ（電子的情報）が記録されている場合、甲は自らの責任と費用負担によりそのデータを消去して乙に返還します。万一、残存したデータの漏洩等により、甲および第三者に損害が発生した場合、乙は一切責任を負わないものとします。
3. 甲の責に帰すべき事由により物件を滅失または紛失し、物件を返還期限に乙返還できないとき、あるいは汚損した物件を返還したときは、甲は乙に対して、物件についての損害賠償として第10条による額を支払います。

第15条（物件返還の遅延の損害金）

甲が、乙に対して物件の返還をなすべき場合、甲がその返還を遅延したときは、その期限の翌日から返還の完了日まで、月額レンタル料金相当額の損害金を乙に支払います。この場合、損害金の計算については、暦月単位で計算し、日割り計算をしません。

第16条（遅延利息）

甲が本件サービスの利用による金銭債務の履行を遅延した場合は、年3%の割合による支払遅延損害金を支払うものとします。

第17条（不可抗力）

天災地変、戦争、内乱、法令制定改廃、公権力による命令処分、労働争議、交通機関の事故、その他乙の責に帰することのできない事由に起因する本件サービスの利用の乙の履行遅延または履行不能については、乙は何らの責をも負担しないものとします。

第18条（甲の通知義務）

物件が修理を要し、または物件について権利を主張する者があるときは、甲は遅滞なく、これを乙に通知しなければなりません。

第19条（本規約の改定）

乙は、必要に応じて本規約を随時改定することができるものとします。乙が本規約を改定した場合は甲に速やかに改定内容について通知するものとし、甲は改定後の規約に従うものとします。

第20条（反社会的勢力の排除）

甲および乙はそれぞれ相手方に対し、役員もしくは従業員または本契約業務を履行する者が、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者等の反社会的勢力ではないことを確約し保証するものとします。

第21条（法令などの遵守）

乙及び甲は、本規約の履行に関し、法令等の定めを遵守するものとします。

第22条（管轄裁判所）

本規約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所のみを専属的管轄裁判所として処理するものとします。

第23条（協議）

本規約の履行について疑義を生じた場合及び本規約に定めのない事項については、甲乙双方で協議し、円満に解決を図るものとします。